



生前からの対策が
円満相続のカギ

遺言書作成 のススメ



1 相続の基礎知識

1-1 相続人の範囲と順位

(1) 法定相続人

相続の仕方については、民法によって明確に定められています。
相続人になれる人は被相続人と一定の身分関係にある人に限られており、その範囲と順位が民法で定められています。この規定により相続人になれる人を法定相続人といいます。法定相続人には、大きく分けて血族相続人と配偶相続人との2つがあります。
法定相続人の範囲と順位は、次のとおりです(民887～890)。

■ 法定相続人の範囲と順位

	血族相続人	配偶相続人
第1順位	子（またはその代襲相続人）	配 偶 者
第2順位	直系尊属（被相続人の父母等）	
第3順位	兄弟姉妹（またはその代襲相続人）	

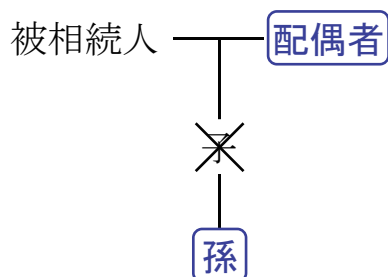
- ① 第1順位である子。子がすでに死亡している場合は、その子（孫）が代わりに相続人になります。
- ② 第2順位である父母等の直系尊属は、第1順位の子や孫がいない場合、またはそれらのすべての子や孫が相続放棄をしたときに初めて相続人になります。
- ③ 第3順位である兄弟姉妹は、子や孫、父母等がいない場合、またはそれらの人すべてが相続放棄をしたときに初めて相続人になります。
なお、配偶相続人である配偶者については、常に相続人になります。

こんなケースは相続人になる？ ならない？

胎児の相続権	①相続開始時に、まだ生まれていない胎児にも、相続についてはすでに生まれたものとみなされ、相続権がある ②ただし、死産であった場合は、相続人にはならない
非嫡出子の相続権	正規の婚姻によって生まれた子を嫡出子、婚姻外で生まれた子を非嫡出子という。 ①母親と非嫡出子は出生により母子関係が生じる ②父親と非嫡出子は、父親が認知した場合に初めて父子関係が生じる ③認知された非嫡出子だけが父親の相続人となる
養子の相続権	①養子は実子と同じに扱われるため、相続人となる ②養子にいったからといって実の父母と親子でなくなるわけではないため、実親の相続人にもなる ③養子は実父母と養父母の両方から相続できる ④特別養子は実親との親族関係が切断され、養父母の実子と同じに扱われる。養父母の相続人になるだけ
離婚した元妻と子の相続権	①離婚した元妻は赤の他人のため、相続人にはならない ②子供は離婚によって親子関係がなくなるわけではないため、父・母のどちらが引き取ったかにかかわらず、嫡出子としての相続権がある
再婚した妻と連れ子の相続権	①再婚した妻は、当然、相続人になる ②その連れ子は、被相続人と養子縁組をしていない限り親族関係はないため、相続人にはならない
内縁の配偶者の相続権	①相続人になる配偶者とは、婚姻届を出している法律上の配偶者のことをいう ②最近は入籍しない夫婦（事実婚）も増えているが、このような内縁関係の妻や夫は相続人になれない

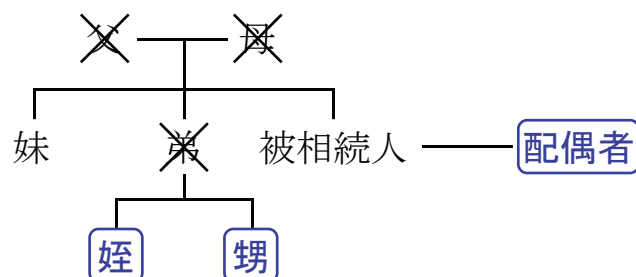
(2)代襲相続

①子が先に死亡している場合



※孫が子の代襲相続人となる。孫も死亡している場合は「曾孫」というように、直系卑属で代襲が続く

②兄弟姉妹が先に死亡している場合



※弟の子（甥や姪）が弟の代襲相続人となる。ただし、兄弟姉妹の場合の代襲相続は甥や姪で打ち切り

■ 代襲相続が起きる場合

①相続開始以前の死亡

②相続欠格

③相続廃除

相続放棄も、相続人となるべき人が相続人にならないという意味では似ていますが、相続放棄をした人は初めから相続人でなかったものとみなされますので、代襲相続は起こりません。父母等の直系尊属や配偶者には代襲相続の制度はありません。

次に、直系尊属が複数代いる場合は、親等の近い順に、まず父母が相続人になり、父母がいなければ祖父母というように遡っていきます。

(3)各相続人の法定相続分

相続人	法定相続分	留意点
子と配偶者の場合	配偶者 1/2 子 1/2	①子が数人あるときは、相続分は均等（頭割り）となる ②非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分の 1/2 となる
配偶者と直系尊属の場合	配偶者 2/3 直系尊属 1/3	直系尊属が数人あるときは、相続人は均等となる
配偶者と兄弟姉妹の場合	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	①兄弟姉妹が数人あるときは、相続分は均等となる ②父母の一方を同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の相続分の 1/2 となる

相続人が、①配偶者のみ、②子のみ、③直系尊属のみ、④兄弟姉妹のみ、という場合は全部が相続分となり、相続人が複数いる場合は均等となります。

<代襲相続がある場合の相続分>

代襲相続人の相続分は、被代襲者(本来の相続人)の相続分をそのまま受け継ぎます。例えば、すでに死亡している子に代わって2人の孫が代襲相続する場合、子の相続分が $1/4$ なら、孫の相続分も2人合わせて $1/4$ 。代襲相続人が何人いても被代襲者の相続分を均等に分けるだけです。

<身分が重複する場合の相続分の取扱い>

養子縁組は人為的に親子関係を創設することですが、このような行為があった場合は、同一人について2つの異なった身分が生じることがあり、相続分の算定をどのように行うかが問題となることがあります。この場合の基本的な考え方は、一方が他方の親族関係を否定する旨の規定(例えば、特別養子縁組の場合は養親との関係のみとなり、実親との親子関係は維持されません)がない限り、2つの身分が同時に存在することになります。

1-2 指定相続分は法定相続分より優先

被相続人は、遺言によって共同相続人の相続分を指定し、またはその指定を第三者に依託することができます(民902①)。この相続分のことを指定相続分といい、指定相続分が法定相続分と異なっても、法律的に問題はありません。指定相続分が法定相続分に優先します。

ただし、相続財産には各相続人の最低限の取り分として留保された「遺留分」があり、この部分だけは被相続人でも自由に処分することはできません。遺留分を無視した相続分の指定をすると、家族に余計な負担(紛争)を強いることになりかねませんので要注意です。

■相続分の指定

- 財産に対する割合を示す ⇒ 財産の $1/2$ を妻に相続させる
- 特定の財産を明示する ⇒ 妻に自宅の土地・建物を相続させる

相続人の全員に相続分の指定がある場合はその相続分によりますが、一部の相続人だけに指定がある場合、他の相続人の相続分は、残りの財産を法定相続分で配分します。

1-3 遺贈～相続人でない人に財産を与えたいとき

財産を相続できるのは相続人ですが、遺言をすれば、相続人以外の人に財産を残すことが可能です。遺言によって特定の人に財産を与えることを遺贈といい、遺贈される人を受贈者といいます。遺贈には、包括遺贈と特定遺贈の2種類があります。

■ 遺贈の種類

- 包括遺贈 財産に対する割合を示す ⇒(例)全財産の1/5を与える
- 特定遺贈 特定の財産を明示する ⇒(例)〇〇の土地を与える

包括遺贈は、相続人が相続分を指定されるのと同じ結果になります。
このことから、民法でも「包括受贈者は相続人と同一の権利義務を有する」と定めており、
相続人と同様の扱いを受けます。

1-4 遺留分～相続人に保証された最低限の取り分

■ 配偶者や子供には遺留分がある

自分の財産を誰にどれだけ与えるかは、原則として自由です。

しかし、「全財産を愛人に与える」などという遺言が出てきたら、残された遺族はたまったものではありません。このような不利益から相続人の権利を守るため、民法では「遺留分」の制度を定めています。

遺留分は一定の範囲の相続人に最低限保証された財産の取り分で、たとえ被相続人の遺言でもこれを侵害することはできません。ただし、遺留分を有するのは配偶者、子、直系尊属で、兄弟姉妹には遺留分はありません。

■ 遺留分の定める範囲

全体の遺留分	遺産に対する遺留分の総額は次のとおりです。 ①直系尊属のみが相続人の場合は1/3 ②その他の場合は1/2
共同相続人 各自の遺留分	法定相続分の割合で遺留分が各自で定められます。 例えば、妻と子供2人の場合は、妻が1/4、子供各人が1/8となります。

<遺留分減殺請求とは>

遺留分を持っている者を遺留分権利者といいます。兄弟姉妹以外の相続人はすべて遺留分を有しています。取得した財産が遺留分より少なかった相続人は、遺留分を侵害している相続人や受贈者に対して不足分を請求することができます。これを「遺留分減殺請求」といいます。

遺留分の減殺請求は、遺留分を侵害されていることを知った日から1年以内に行わなければなりません。何もしないまま1年を過ぎると、時効により権利が消滅します。

1-5 相続承認放棄の3ヶ月の熟慮期間

■ 3ヶ月間の熟慮期間とは

「父親が亡くなり、ふたを開けてみたら借金だらけだった」などというのは、比較的よくある話です。相続する場合はプラスの財産・マイナスの財産の両方を受け継がなければならず、遺産を超える多額の負債を抱え込むことにもなりかねません。

しかし、それを相続するかしないかは相続人の自由です。熟慮期間とは、相続の際に相続放棄や限定承認をするための期間のことです。相続人には、次に挙げる3つの選択肢があります。

■ 相続人の選択肢

- ①単純承認 ……無条件で相続する
- ②限定承認 ……条件付きで相続する
- ③相続放棄 ……相続しない（初めから相続人にならなかったことになる）

明らかに債務超過であるときは、「相続放棄」が賢明でしょう。相続放棄をすれば財産も負債も一切承継しません。ただし、相続放棄または限定承認をする場合は、自己のために相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に手続きをする必要があります。この期間を過ぎると、自動的に単純承認をしたことになってしまいます。

■ 承認の種類と内容

承認の種類	内 容
単純承認	次のような場合は、単純承認したものとみなされます。 ①自己のために相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に限定承認または相続放棄の手続きをしなかったとき ②相続放棄や限定承認の手続き前に相続財産の全部または一部を処分したとき ③相続放棄や限定承認の手続きをした後でも、相続財産の全部または一部を隠匿したり、悪意で財産目録に記載しなかったとき
限定承認	3ヶ月という短い期間では、資産と債務のどちらが多いのかはつきりせず、相続放棄すべきかどうか判断がつかないことがあります。 ①この場合、限定承認という制度（財産・債務も承継の上、債務については承継した相続財産の限度内で弁済する制度）の利用も一つの方法です。 ②相続開始を知った日から3ヶ月以内に財産目録を家庭裁判所に申述します。ただし、限定承認は相続人が共同で行うため、相続人全員の合意が必要です。
相続放棄	①相続人は、自己のために相続開始を知った日から3ヶ月以内に、家庭裁判所に相続放棄の申述書を提出することにより、相続を放棄することができます。その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされます。 ②相続人は、相続開始を知った段階で遺産内容を調査し、必要なときには家庭裁判所に熟慮期間の延長を求めるなど、迅速に対処しなければなりません。

1-6 遺言～ただ書けば良いワケではない

■ 遺言の方式は決まっている

遺言には普通方式と特別方式があります。ここでは一般的な普通方式について説明します。

遺言の種類		自筆証書遺言 (民 968)	公正証書遺言 (民 969)	秘密自筆証書 (民 970)
意 義		遺言者が全文、日付および氏名を自署し、捺印することによって作成した遺言書	遺言者が公証人に遺言の内容を口述し、公証人がこれを筆記して作成した遺言書を遺言者及び証人に読み聞かせ、遺言者及び証人がそれぞれ署名捺印して作成した遺言書	遺言者が作成した遺言書の封筒に、公証人が提出日付と遺言者の遺言である旨を記載し、公証人、遺言者及び証人がそれぞれ署名捺印して作成した遺言書
遺言書の筆記者		遺言者	公証人 (公証人が遺言者の口述を筆記)	誰でもいい (遺言者本人が望ましい)
証 人		不 要	2人以上	2人以上
署名捺印		遺言者	遺言者、証人及び公証人	遺言者 (封筒に遺言者、証人及び公証人)
日 付		年月日を書く	年月日を書く	年月日を書く
家庭裁判所検認 (死後)		必 要	不 要	必 要
特 徴	長 所	①遺言の存在、内容ともに秘密にできる ②簡単に作成でき、費用が掛からない	①遺言の存在、内容を明確にでき、紛失、偽造等の恐れもなく、保管は確実である ②検認手続きが不要 ③病気等の場合、公証人が出張してくれる	①遺言の存在を明確にできる ②内容は秘密にできる
	短 所	①偽造や変造がされやすい ②自己作成のため、内容に法律的不備がある可能性がある ③検認手続きが必要 ④紛失の恐れがある	①遺言の存在、内容ともに証人に知られる(秘密にできない) ②証人の立会いが必要になる	①自己作成のため、内容に法律的不備がある可能性がある ②検認手続きが必要 ③紛失の恐れがある ④証人の立会いが必要になる

円満相続を実現するための
遺言書作成のススメ

遺言のココが知りたい！

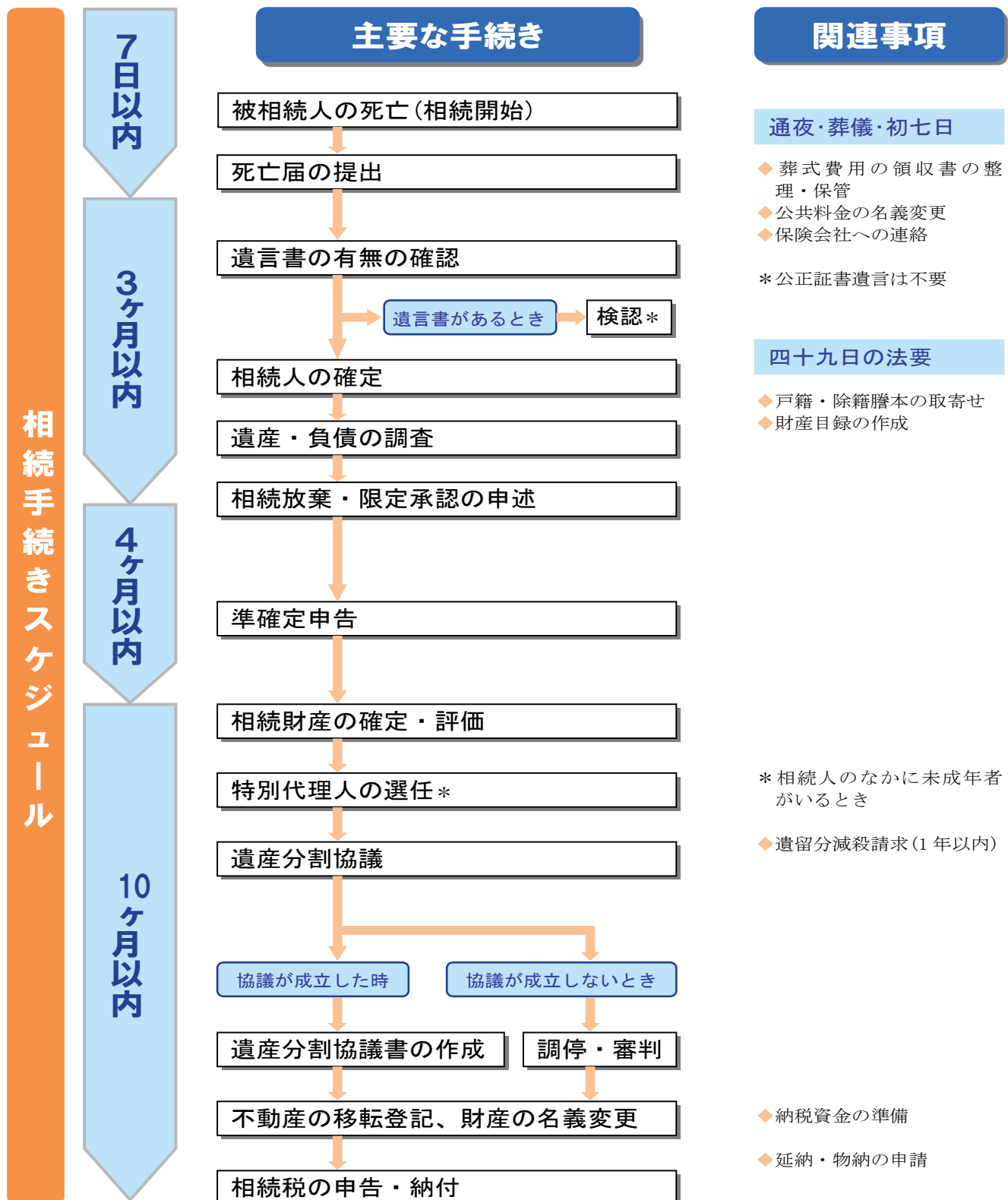
遺言書の検認	①遺言者が死亡したら、遺言書は家庭裁判所で検認の手続を受けなければいけません ②公正証書遺言の場合は検認の必要はありません ③遺言書の保管者及び遺言書を発見した相続人は、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出しなければなりません ④検認の手続では、遺言の方式に関する一切の事実が調査されそのうえで、調査された事項や検認の状況が調書に記載されます
複数の遺言書	2通以上の遺言書があって、前の遺言と後の遺言との内容が抵触するときは、抵触する部分については後の遺言で前の遺言を取消したものとみなされます。問題となることを説明します。 ①2つの遺言書が同じ日付の場合 時間的に後のものが優先します。遺言書に時間まで記入してあればよいのですが、そうでないときには記載上、あるいは記載外の事情によってどちらが後かを決めることになります。 ②自筆証書遺言と公正証書遺言というように方式の違う場合 それぞれの方式において適式であれば、その方式のいかんは効力に影響しません。方式の違いに優劣関係はありません。 ③前の遺言と後の遺言とが一部のみ食い違う場合 食い違った部分のみ取消しされて変更されたことになります。食い違っていない部分については前の遺言がそのまま効力を有します。
遺言の撤回・取消	いったん、遺言がなされたとしても、遺言は自由に撤回・取消ができます。この遺言の撤回には3つの方法があります。 ①後の遺言で撤回する方法 新たに遺言をして、その遺言書のなかで前の遺言を撤回すると表明する方法です。直接で最も明確な方法です。撤回を争われる恐れもありますので、後の遺言は公正証書のような、より厳格な方法であることをおすすめます。 ②遺言書を破棄する方法 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については遺言を撤回したものとみなされます。 ③遺贈の目的物を破棄または生前に処分する方法 遺言者が遺贈の目的物を破棄したときは、遺言を撤回したものとみなされます。例えば、古い建物を取り壊して新しい建物を建てた場合には、遺言は撤回されたものとみなされますので、誤解を招かないためにも新たに遺言をし直すべきです。また、遺贈の目的物を第三者に譲渡したときも遺言を撤回したものとみなされます。

遺言で出来ること

身分上のもの	①認知 ②後見人の指定、後見監督人の指定
相続に関するもの	①相続人の廃除、廃除の取消 ②相続分の指定、指定の委託、特別受益者の相続分の指定 ③遺産分割の指定、指定の委託、分割の禁止、相続人相互の担保責任の指定 ④遺留分減殺方法の指定
その他	①遺贈 ②寄付行為

円満相続を実現するための 遺言書作成のススメ

1-7 相続開始から申告までの手続きスケジュール



2 なぜ、相続争いが起きるのか

2-1 「うちの家族に限って…」と思っていませんか

(1) 争族は他人事ではない

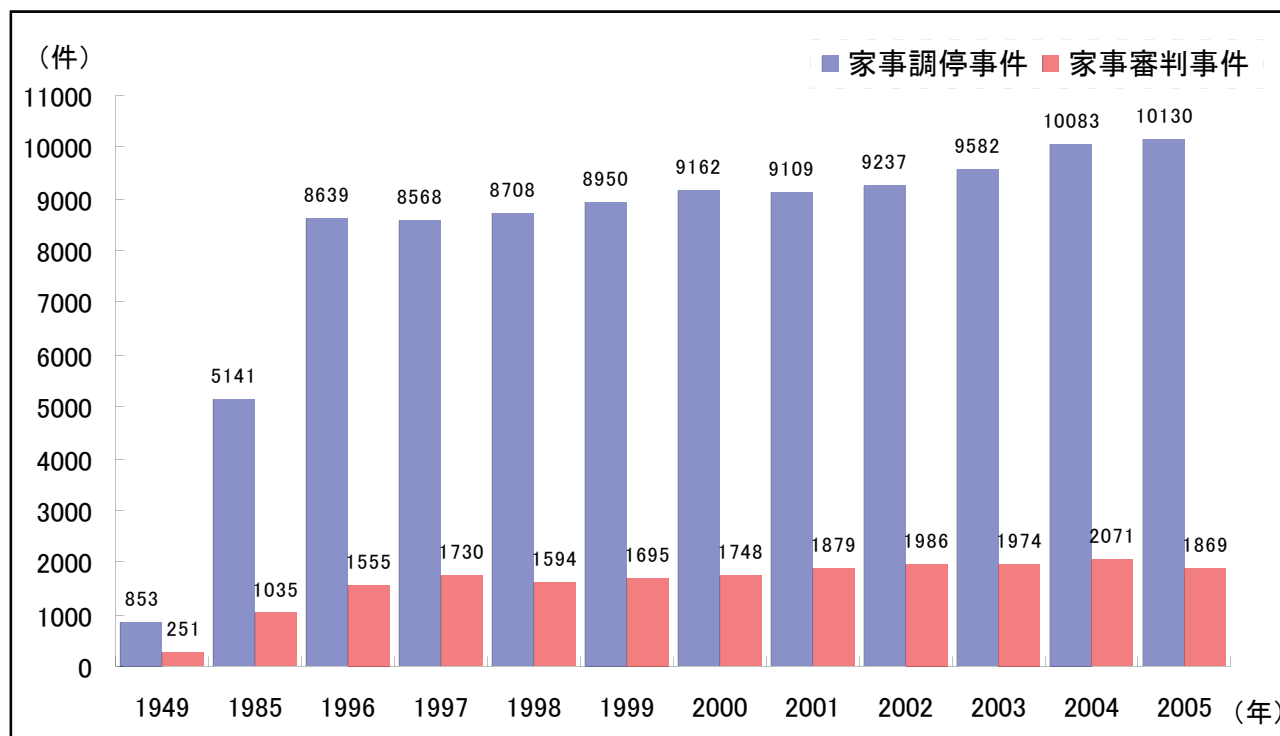
「うちは、みんな仲がいいから、相続でもめる心配はない。」

ほとんどの人はそう考えていると思います。しかし、現実には、多くの相続争いが起きています。しかも、財産の大小に関係なく起きています。では、何が原因でもめるのでしょうか？ それには、さまざまな要因が考えられます。

「人生いろいろ、家族もいろいろ」と、相続においては故人の遺志や残された相続人の思惑もさまざまです。それが互いにぶつかり合うことで、いろいろなトラブルに発展するのもかもしれません。あるいは、ほんの少しだけでもお互いに相手を思いやることで、争いを回避できたのかもしれません。

ただ、はっきりしていることは、こうした相続争いはどこの家族にも起こり得ることで、決して他人事ではないということです。

■ 遺産分割審判・調停事件の新受件数



[出典] 司法統計年報

(2) もめる原因は損得だけではない

相続争いになると、以前はお互いのことを思い合える仲のいい兄弟姉妹の間柄であったものが、まるで嘘であったかのような光景が繰り広げられます。一見、それは目の前の財産だけに目がくらみ、我欲丸出しで奪い合っているかに見えます。しかし、よく話を聞いてみると、他の特定の相続人と比較して「どうして、あの人が自分より多く財産をもらっているの!」というように、感情的に割り切れない思いや不信感が原因であることも少なくありません。

つまり、争いの原因は財産の多い少ないという単純な損得勘定ではなく、実は別のところにあるといったケースです。相続人同士の間で、お互いのこれまでのちょっとした行き違いや誤解などが少しずつ積み重なって大きくなっていったものが、相続をきっかけに表面化して思いがけずトラブルに発展することもあります。こういう場合は、心・感情の問題と言えるのではないのでしょうか。

2-2 時代の変化が相続争いに影響を与える

(1) 核家族化と権利意識の浸透

「家を守る意識の変化」と密接な関係にあるのが、「個人の権利意識の浸透」です。特に近年では核家族化が進み、「長男だから」とか「次男だから」ということは関係なく、「権利としてはみな平等」という考え方が当たり前の時代になっています。

権利には義務が伴うのが原則です。問題は自分の権利のみ主張し、義務は知らん顔をするという風潮が広がっていることです。相続においてもこうした傾向が目立ち、兄弟姉妹の間で「当然の権利」のみを主張し合い“争族”に発展するケースが多くなってきています。

(2) 格差社会の到来

「格差社会」と言われるように、各家庭間での収入の二極分化が進み、貧富の格差が開きつつあり、社会問題になっています。

それぞれの置かれている生活状況が異なると、自ずと財産に対する考え方も違ってきます。分割協議の際に、兄弟が集まった長男宅のガレージに高級外車があったりすると、「あんないい車に乗っているのだから…」となって、トラブルの発端になるということもあります。とかく、隣の芝は青く見えるものです。格差がねたみを生み、それが元で争いに発展するケースもあります。

(3) 家族関係の変化・複雑化

夫婦関係においても、離婚や再婚が増えています。特に熟年離婚がここ最近急増しており、概して家族関係も複雑になってきています。こうした夫婦関係の変化や家族の人間関係も複雑化は、相続をより難しくする要因になります。

また、相続対策として、嫁や孫などと養子縁組をすることがありますが、これも最初にボタンを掛け違えると、家族関係を複雑にします。「そんなの聞いてなかった」というように、いざ、分割協議の場で初めて縁組の事実を知らされたりすることがあると、相続人の間で不信感や感情的な亀裂が生じ、当然トラブルの要因となります。

養子縁組に際しては、生前に他の相続人に了承してもらうなど、慎重な配慮が必要です。

(4) 将来が見えない不安な時代

年功序列による終身雇用制が崩壊する一方で、業績至上の成果主義がもてはやされる昨今ですが、雇用や景気の先行きが今一つ不透明なこともあり、国民の間で将来に対する漠然とした不安感が広がってきているように感じられます。そうした中で、相続財産にこだわる人が増えるのは、ある意味で当然と言えるのかもしれません。

相続の際に、権利を強引に主張することによって財産が少しでも多く得られるとなれば、みんなで話し合って上手に分け合うという気持ちより、その財産に対する執着心の方が勝るという考えもあり得るわけです。「少しでも多く」と「漠然とした不安感」は、心の奥底でしっかりと繋がっているような気がします。実に厄介な心理ですが、案外こういう人も多いのではないのでしょうか。

■ 全家庭裁判所における家事相談件数

年 度	相談件数の総数 (件)	うち相続関係 (件)	その割合 (%)
1996 年	302,652	66,922	20.9
1997 年	337,229	71,879	21.3
1998 年	348,281	75,698	21.7
1999 年	363,018	83,631	23.0
2000 年	389,299	90,062	23.1
2001 年	400,481	90,629	22.6
2002 年	409,123	96,277	23.5
2003 年	438,065	107,698	24.6
2004 年	435,168	108,527	24.9
2005 年	467,395	116,858	25.0

[出典] 司法統計年報

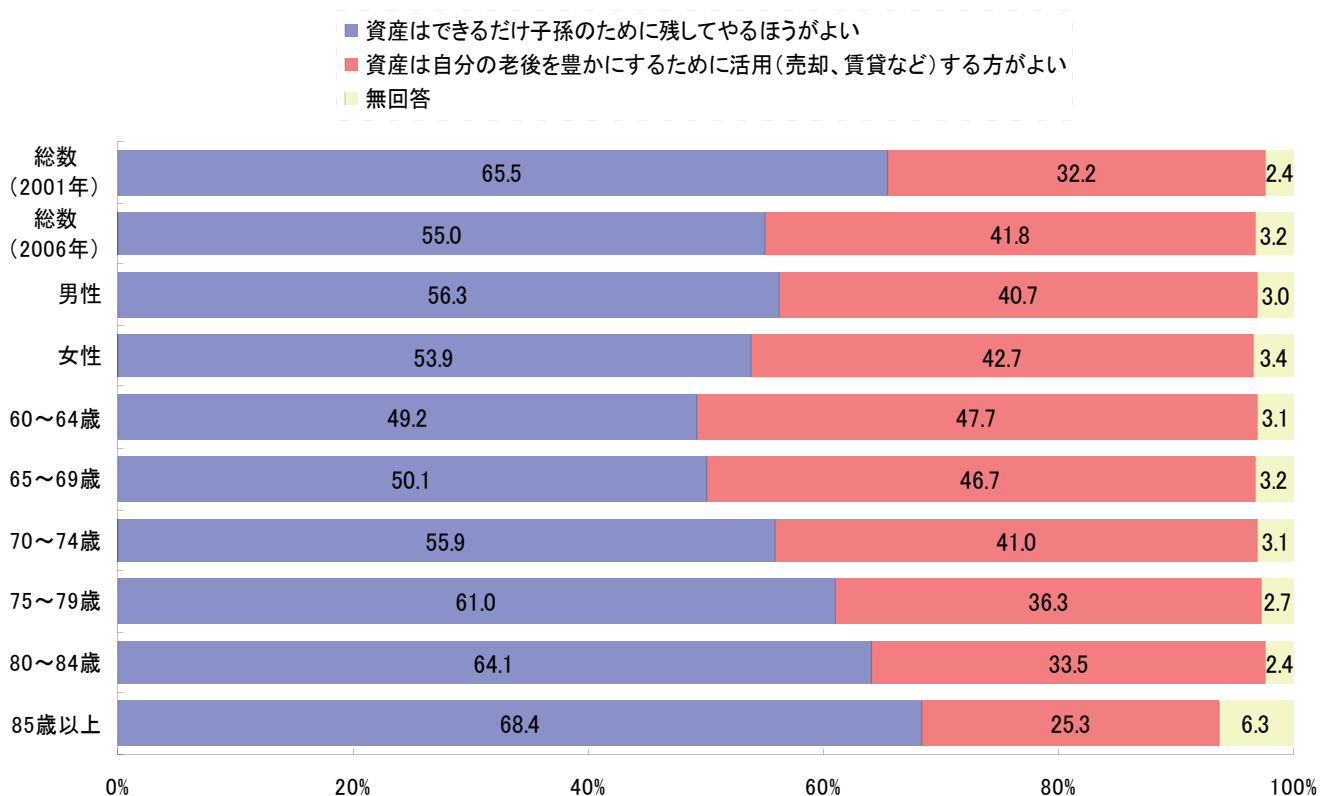
円満相続を実現するための 遺言書作成のススメ

(5) 高齢者の意識の変化

急速な少子高齢化の進行に伴い、最近では高齢者の独立志向が高まり、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。この結果、高齢者の財産に対する意識にも変化が表れています。各種の統計やアンケート調査によると、従来、圧倒的に多かった「子孫のために残す」という考え方が減少し、反対に「自分自身の老後のために活用したい」という考え方が徐々に増えてきています。今後、団塊の世代が60代後半を迎えることになると、この傾向はより鮮明になると予想されています。

これが相続のあり方にどう作用するか、まだはっきりしませんが、「財産を残さない親」の老後の面倒を誰がみるかという点で、相続人の心はかなり揺れているようです。

■ 資産に対する考え方



(注) 調査対象は、全国60歳以上の男女

[出典] 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」2006年

3 遺言の作成で相続争いを回避

3-1 大事なものは遺言の作成

(1) 遺言の必要性

今まで円満に暮らしてきた親族同士が、遺産相続の問題に直面した途端、これまでも考えられないほどに対立し、疑心暗鬼になり、骨肉の争いを繰り広げるようになるといった例はたくさんあります。

子供たちの幸せのためにと苦勞して残した財産が争いの元になってしまうのは悲しいことですが、相続が“争族”といわれるのは、こういったことが頻繁に起こっているためです。

基本はあくまで当事者たちの話し合いですが、みんながそれぞれに好き勝手なことを言い出して、收拾がつかなくなるといった事態に陥りがちです。その点、遺言であれば、遺言者の意思で誰にどのくらいの割合で遺産を与えるか(相続分の指定)、具体的にどの財産を誰にあげるか(遺産分割の指定)を決めることができます。財産の持ち主である故人の意思であれば、よほど理不尽な内容でない限り、普通は相続人たちも納得します。

また、遺言書を作っておけば、世話になった友人や親類、息子の嫁など、相続人ではない人たちにも遺産を遺すことができます。トラブルを防ぐのはもちろんのこと、このような人たちへ感謝の気持ちを伝える役割も、遺言にはあるのです。

(2) 相続争いを防ぐ良い遺言とは

遺言書を作るなら、ぜひ“良い遺言書”にしましょう。では、良い遺言書とするためのポイントを挙げてみます。

■ 良い遺言書のポイント

①自分の意思を明確に伝え、家族に理解される遺言であること	どのような遺産の分け方が最良なのか、答えは1つではありません。周りの意見は参考にしても、振回されるのはよくありません。 イ) 自分がどうしたいのかをはっきりさせ、それを家族に伝えることが大切です。一人よがりの押しつけは好ましくありません。家族のために一番良いと思う方法を考えましょう。 □) 法定相続分どおりに遺産を分けてほしいと思うなら、それを遺言で伝えるのもよい方法です。明確な方針があると、家族もすっきりすると思います。
②トラブルを生じさせない遺言であること	トラブルを防ぐための遺言であるのに、実際のところ遺言が紛争の火種となるケースが少なくありません。 イ) 表現があいまいで何通りもの解釈ができるもの。特別な理由もなく(遺言者にはあっても、家族には分からず)、特定の相続人に極端に有利な内容となっているようなものです。何か裏工作があったのでは…などと、疑心暗鬼のタネになりかねません。

円満相続を実現するための 遺言書作成のススメ

	□) 遺産の取り分にかかわる内容では、遺留分への配慮が必要です。遺留分に反した遺言も有効ですが、減殺請求の対象になります。自分の責任でないとはいえ、結果としてほかの人の遺留分を侵害してしまった相続人との間がギクシャクしてしまっては意味がありません。 八) 遺留分を侵害せざるを得ない事情があるときは、生前に家族によく話し、理解を求める努力が必要でしょう。
③法的に有効な遺言であること	遺言が、遺言として認められなければ意味がありません。 イ) 遺言書は、法律で一定の方式や作成方法が定められており、これに合致しないものは無効です。 □) 特別に難しいことを要求されているわけではないため、必要以上に身構えることはありません。基本ルールをしっかりとおさえて、ケアレスミスに注意することです。
④遺言執行者を指定しておくこと	遺産処理に関する遺言の場合、相続人の利害関係が交錯してスムーズに相続が進まないことがあります。また、遺言の内容によっては専門的な知識や経験が必要となるケースもあります。 イ) 遺言内容を第三者の立場から忠実かつ公平に実行してくれる人が遺言執行者です。遺言執行者には、相続財産の管理・処分をはじめ、遺言の執行に必要な一切の行為を実行する義務と権利があります。この遺言執行者の指定は遺言でしかできません。 □) 遺言執行者は争族防止の強い味方になりますので、ぜひ、遺言で指定しておくとい良いでしょう。
⑤付言事項を必ず付け加えること	イ) 法定相続分と異なる相続分を指定する場合には、なぜそのようにしたのかという理由を付け加えることが、後に相続人同士がもめないためにも有効です。 □) 「付言事項」と言われるものです。遺言の内容として法律的に意味があるわけではありませんが、遺族の円満な関係を切に希望する旨が遺言者の生の言葉で綴られていた場合、相続人同士の争いを防止する効果が期待できます。その上で日頃から子供たちに自分の考えを話し、自分の死後お互いがもめないように諭しておけば万全です。

3-2 生前に贈与しておく

(1) 理由や気持ちを直接伝えられる

相続争いを予防するために最も効果的なのは、生前贈与であると言えるかもしれません。

生前贈与は、生きているうちに自分の意思を明確にするという意味において、遺言書を書くのと同じ効果を持っていますが、遺言書と異なるのは、自分の財産を配偶者あるいは子供たちに実際に与えるという行為を伴うことです。

(2) 本当に必要としている人に財産を渡せる

贈与と遺産分割の関係をもう少し検討してみましょう。

<病気のため生活苦の兄弟がいる例>

ここに、夫婦共にとても裕福で、子供が3人いる家庭があったとします。

そのうち2人は安定した職業に就き、それなりに生活に余裕があるが、1人だけ病気がちで、なかなか仕事に恵まれないため生活が苦しいという場合、親が前述のように安定した収入を得られる賃貸マンションやアパートを持っているのであれば、その生活の苦しい子にこれを生前贈与することも一つの手です。

そうすれば、贈与を受けた子供は経済的に安定し、相続開始まで親が所有していた場合に比べて、その親の財産が「積みあがる」ことを防止でき、相続税の対象となる財産を減らすことができます。

もし、生前贈与をしなければ、賃貸物件がそのまま相続財産として残り、相続人の間で遺産分割の対象となるときは、必ずしもその生活の苦しい子がこれを取得できる保証はありません。しかし、生前に贈与してしまえば、それはその子のものになり、他の子がこれを取得するというリスクも防ぐことができるということになります。

3-3 生前に遺留分を放棄させる

(1) 遺留分の放棄とは

遺留分を有する相続人は、相続開始前に家庭裁判所の許可を得て、遺留分を放棄することができます。遺留分の放棄を無制限に認めると、親の権威で相続人の自由意思を無理に押さえつける恐れがあるため、家庭裁判所では、次のように許可する基準を設けています。

- ① 放棄が本人の自由意思によること
- ② 放棄の理由に合理性と必要性があること
- ③ 代償性があること(放棄と引き換えに現金を貰うなど)

円満相続を実現するための 遺言書作成のススメ

遺留分を放棄した場合は、相続した財産が遺留分に達していなくても、遺留分の減殺請求は当然でなくなりません。ちなみに、相続開始後の遺留分の放棄は自由にできますので、家庭裁判所の許可は不要です。ただし、遺留分の放棄をしても相続の放棄をしたことにはならないため、遺留分を放棄した者も、相続が開始した場合は相続人となります。

被相続人が遺言をしないまま死亡した場合には、遺留分を放棄した相続人も相続権を失いませんし、遺産分割協議の当事者になります。

(2) 遺留分放棄の注意点

遺留分の放棄を行なう際には、次の点に注意する必要があります。

- ①生前に行なう遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を要しますので、遺留分の放棄を行う者に対して、事前にそれに見合う代償として現金などの贈与をしておく必要があります。
- ②遺留分の放棄は認められても、遺言をしないまま死亡すると、遺留分の放棄をした者も相続人となり、意味がなくなりますので、遺言することを忘れてはいけません。

3-4 相続開始後の対策

(1) 相続の全体像を把握する

① 遺産がいくらあるのか

残された遺産として何がいくらぐらいあるのかを、まず把握しなければなりません。

プラスの財産だけでなく、マイナスの財産についても把握する。

② 誰が相続人なのか

注意しなければならないのは、被相続人が再婚していて、最初の婚姻のときの子がいないかどうかです。いわゆる「異母兄弟、異父兄弟」の存在です。

怖いのは、「戸籍を追いかけてみるまで、まったく分からなかった」というケースです。そういう人がいると、感覚としては「赤の他人」であっても、民法上は、正式な相続人ですから、その人も含めたところで遺産分割をしていかなければなりません。

③ 遺言書の有無を確認する

遺言書を作成したことを被相続人から生前に聞いていたので、遺言書があること自体は分かっている、というような場合は、まず、遺言書を探してみましょう。

遺言書には、財産を誰々に相続させるというようなことが書かれているはずですから、その遺言書の指定どおりに執行するかどうかを考える必要があります。

遺言書で指定されている財産以外は、分割協議の対象になる。

④ 誰がどの財産を承継すべきなのか

遺産分割で最も悩むのが、この問題です。

誰がどの財産を承継すべきかということは、一概に言えませんが、遺産分割を考えるに当たって、最低限これだけは留意すべきであろうというポイントがあります。

■ 遺産分割を考える際に留意すべきポイント

- 配偶者の生活保障が得られるか
- 配偶者以外の相続人で生活に困窮している人がいないか
- 「家」や「家業」を守っていく人は誰なのか

(2) 遺産分割を円滑に行うための心構え

① 配偶者の生活維持を最優先

配偶者に十分な資力があり、あえて遺産をもらわなくても余裕をもって生活していけるというケースは別ですが、被相続人が遺してくれた自宅と現金預金があれば生活できないというような場合は、やはり配偶者がそれなりの遺産をもらえるようにすべきです。同様の考え方で、配偶者以外の相続人中で、生活に困窮している人がいれば、その人にそれなりに多くの遺産(特に現金預金や賃貸アパート等の収益物件など)がわたるように配慮することも必要です。

また、担っている役割によって、承継してもらう財産を考慮することも必要です。

■ 遺産分割を考える際に留意すべきポイント

- | | |
|--------------|---------------------|
| ● 「家」を継いでいく人 | ⇒ 自 宅 |
| ● 会社を継ぐ人 | ⇒ その会社の株式 |
| ● 個人商店を継ぐ人 | ⇒ その店(土地建物、事業用資産など) |
| ● 農業を継ぐ人 | ⇒ その農地 |

② 遺産分割の基準は民法第906条

遺産分割は、財産の種類や額、相続人として誰がいるのか、その人たちの経済状況はどうなのか、誰が何を貰うのが一番自然なのか、といった諸々の事情を総合的に勘案し、全員が納得した上で決定すべきものです。

円満相続を実現するための 遺言書作成のススメ

遺産分割の際に求められるものは、相続人個々人の主体性とバランス感覚です。とりわけリーダーには、そのことが強く求められます。民法に、下記のように規定されていることの意味を相続人になった人は十分に理解する必要があります。

■ 民法第 906 条

民法第 906 条は、遺産の分割基準として「遺産の分割は、遺産に属する者、または権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする」と規定しています。これこそが遺産分割に際して最も根本的で、かつ遵守されるべき考え方であると言えます。

③ 相続税を考慮する

遺産分割では、相続税とのからみを見無視することはできません。

■ 相続税を考慮した分割方法

全体として税負担が軽くなる分割方法（例えば、配偶者の税額軽減の活用）や各人が納税資金を確保できるような財産の分配、さらには二次相続までを考慮した分割が必要となります。

3-5 遺産分割と遺産分割協議の進め方

① 分割方法の指定	イ) 遺言があり、遺産分割方法が指定されている場合には、遺産分割協議は不要 ロ) 遺言にすべての財産について分割方法が指定されているケースは、稀です。主だった財産の指定はあっても、そのほかの財産をどうするかが問題になります。分割方法の指定のない財産については、相続人全員の協議で分け方を決めなければならない ハ) 遺言があっても、「長男の相続分は○分の○、次男の相続分は○分の○」というように相続分の指定しかない場合は、具体的な財産の分け方について、遺産分割協議が必要になる
② 協議には相続人全員が参加する	イ) 遺産分割協議を行うに当たっては、まず財産を確定すること、相続人を確定することが必要です。 ロ) 遺産分割協議は、相続人全員の参加が大原則。遺言による包括受遺者がいるときは、その者も協議に参加する（以下、相続人というときは包括受遺者を含む）。

	相続人の1人でも欠いた遺産分割協議は無効であり、相続人に未成年者がいる場合は、特別代理人を選任しておく必要がある。 八) 通常、未成年者は、親権者が法定代理人として財産管理を行うが、遺産分割に関しては例外です。故人の妻と未成年の子供が相続人の場合、妻と子供は利益が相反する関係にあるため、妻が子供の代理人となることはできません。 二) 特別代理人の選任は、親族の中から適切な人を候補者に立て、子供の住所地の家庭裁判所に申立てを行う。未成年の子供が2人いるなら、2人の特別代理人の選任が必要です。
③協議の成立には全員の合意が必要	イ) 遺産分割の協議は相続人全員で行うが、必ずしも全員が集まって話し合う必要はない。特に支障がなければ、電話やファックスなどで連絡し、協議を進めることも可能。 □) 協議の成立には全員の合意が必要。多数決で決めたものは無効となる。全員の合意のもとに協議が成立すれば、原則としてやり直しはきかず、時間が経ってから、分割内容への不満や遺留分より少なかったことに気づいても、やり直しを主張することはできないため注意が必要。 八) 全員の合意により協議が成立したときは、それを証する「遺産分割協議書」を作成する。 二) 遺産分割協議書は、不動産登記や銀行預金などの名義変更をする際に必要です。相続税の配偶者の税額軽減を受ける場合の添付書類となるため、必ず作成を行う
④遺産分割協議書の作成のしかた	イ) 遺産分割協議書には、特に決まった書式はありません。ワープロ・手書き、縦書き・横書き等を問いません。 □) 重要なのは書式ではなく、中身。協議書を作成する目的は、名義変更などの手続きの際に相手方に示す証明とすること。 八) 作成に当たって注意すべきポイントは、次の2点に集約される。 ●誰がどの財産を取得したのかが明確に分かること 不動産なら所在地や面積など、預貯金なら銀行支店名や口座番号などを正確に記入して、財産が特定できるようにします。 ●その分割協議が相続人全員の合意により適正に成立したことが証明されること。 相続人の住所・氏名を住民票どおりに正確に記載し、全員が署名（または記名）押印すること。 印鑑は必ず市区町村役場に届け出た実印を使用する。遺産分割協議書は、常に印鑑証明書とセットで使用することになります。

3-6 どうしても遺産分割協議がまとまらないときは

家庭裁判所の調停・審判で解決へ

遺産分割協議で話がまとまらない場合には、家庭裁判所の力を借りて、調停や審判によって、遺産を分割することになります。

全体の流れとしては、まず調停の申立てを行い、話し合いによる解決を目指します。この段階で合意が得られれば、無事、調停の成立です。合意が得られず調停が不調に終わったときは、自動的に審判に移行することになります。法律の建前では調停を経ずに審判の申立をすることも可能ですが、通常は調停が先行することになります。

①調停の実施	イ) 調停は、審判官と2人以上の調停委員からなる調停委員会の立会いのもとに行われます。調停委員会では、各相続人の主張を聞き、必要に応じて事実調査をしたうえで、妥当な線で話し合いがまとまるよう方向性を示したり、アドバイスを行います。 □) 話し合いが成立すると、その合意内容を記した「調停調書」が作成されます。この調停調書には確定判決と同じ効力があり、これに基づいて遺産の分割を行うことになります。
②調停が不調に終わった場合には裁判所が決定する	イ) 調停で話し合いがまとまらないときは、審判に移されます。審判官は当事者の主張を受け、証拠調べをし、財産の種類や性質、各相続人の職業、その他の一切の事情を考慮したうえで分割方法を決め、審判を下します。審判には法的強制力があり、その内容に従って遺産を分割することになります。 □) この審判の内容に不服があるときは、2週間以内に「即時抗告」の申し立てを行い、高等裁判所で争うことになります。
③泥沼化する前に調停を活用しよう	イ) 身内での話し合いが一度もめてしまうと、感情的な口論になり、どうにも收拾がつかなくなるものです。状況が決定的にこじれる前に、調停を活用するのがよいでしょう。 □) 第三者が間に入ったことで冷静さを取り戻し、意外とスムーズに紛争解決の糸口が見つかることがあります。世間体を気にする人もいますが、調停・審判とも非公開で行われますから、紛争内容が外にもれることはありません。 ハ) 弁護士を立てる必要はありませんので、費用もそれほどかかりません。

